

一般社団法人 全国地域生活支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国地域生活支援機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人の目的は、高齢者、障害者、生活困窮者、被災者などの生活支援、権利擁護、財産管理支援、就労支援および福祉の増進とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 見守り・買い物などの生活支援サービス
- (2) 成年後見業務
- (3) 生活支援サービス、成年後見業務またはこれらに付帯する業務を行っている個人または法人の相談・支援事業
- (4) 生活支援サービス、医療介護、福祉全般、相続承継、家族信託、成年後見制度に関する勉強会やセミナーに関する企画・運営および受託事業
- (5) 前各号に掲げる事業に必要とされる物品・各種サービス・金融商品などの販売・仲介および教育・出版事業
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会および監事を置く。

第2章 社員

(資格)

第7条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同し入社する個人とする。

(入社)

第8条 当法人の社員になるには、別に定める方法により申込みを行い、理事会による入社審査を経た上で、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第9条 当法人の社員は、任意に退社することができる。
ただし、別に定める方法によらなければならない。

(除名)

第10条 当法人の社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第18条に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第11条 前二条のほか、社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。

(社員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 社員が、前二条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失うとともに義務を免れる。

ただし、既に発生した義務については未履行であっても免れることはできない。

第3章　社員総会

(構成)

第13条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第14条　当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2　総社員の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条　社員総会の議長は、代表理事があたる。代表理事または副代表理事に事故があるときは、その社員総会に出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条　社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条　社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総社員の過半数にあたる社員が出席し、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 社員の除名
- (3) 当法人の解散

(4) その他法令で定められた事項

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額またはその規定
- (5) 各事業年度の貸借対照表および損益計算書その他付属明細書の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 当法人の解散
- (8) 合併、事業の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議するとした事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令およびこの定款に定める事項

(書面決議)

第20条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子的方法をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における、第18条の規定の適用については、出席できない社員は出席したものとみなす。
- 3 理事または社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員など

(理事および監事の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任など)

第24条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は、当法人の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる。

3 代表理事および副代表理事の選任および解任は、理事会の決定をもって行う。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名に加え、その配偶者または三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 前項の規定は、監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、当法人の職務を執行する。

2 代表理事は当法人を代表する。副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはその権限を代行する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、当法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、その職務を執行するため、いつでも、理事および使用人に対して事業および会計の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、いずれも再任を妨げない。

(解任)

第28条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第29条 理事および監事の報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(名誉会長および顧問)

第30条 当法人は、名誉会長および若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問は理事会において選任する。
- 3 名誉会長および顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長および顧問の職務)

第31条 名誉会長および顧問は代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
- 2 当法人の理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の執行方法の決定
- (2) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (3) 事務局長および重要な職員の選任および解職
- (4) 各理事による職務執行の監督
- (5) 規則の制定、変更および廃止
- (6) 前各号に定めるもの他当法人の業務執行に関する決定

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、その他の理事が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案の議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
ただし、一般法人および一般財団法人に関する法律（以下、「法」という。）第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 理事会に出席した理事および監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金を拠出する者の募集)

第39条 当法人は、基金を拠出する者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第41条 基金を返還する場合、基金を返還する場所、方法、その他必要な手続は、理事会が選定した清算人が別に定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 当法人の基本財産の管理は、社員総会において定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の処分を行うときは、あらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 当法人の事業計画および収支予算については、代表理事が毎事業年度開始日の前日までに事業計画書および収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入を得または支出をすることができる。
- 3 前項の収入または支出は、新たに成立した予算の収入または支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第45条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書および計算書類その他附属明細書（以下、「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会で報告するものとする。

- 2 当法人は、前項の定時社員総会終了後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 3 当法人は、決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別な利益を供与することの禁止)

第46条 当法人は、余剰金の分配または残余財産の分配もしくは引渡し以外の方法によって、特定の個人または団体に特別の利益を供与することを決定し、または行ってはならない。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会の決議によるほか、法第148条に定める事由によって、解散する。

(残余財産の帰属など)

第48条 当法人が解散して清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 梯 则

(解散)

第47条 当法人は、社員総会の決議によるほか、法第148条に定める事由によって、解散する。

(残余財産の帰属など)

第48条 当法人が解散して清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 梯 则

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する事項は、理事会の決議に基づいて、代表理事が別に定める。

第9章 附 则

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事および監事)

第5-1条 当法人の設立時の理事、代表理事および監事は、次のとおりとする。

- 53 設立時理事 宋 基東
設立時理事 重田 誠
設立時副代表理事 本多 正樹
設立時代表理事 加藤 雅史
設立時監事 楠原 一典
設立時監事 妻鹿 琢生

(設立時の社員の氏名および住所)

第5-2条 当法人の設立時の社員の氏名および住所は、次のとおりである。

- 54 加藤 雅史 横浜市青葉区大場町385番地16
本多 正樹 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4丁目2番15号
重田 誠 東京都文京区小日向1丁目1番4号
宋 基東 東京都東村山市美住町1丁目4番地1

グリーンタウン美住一番街9-401

(法令の準拠)

第5-3条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人および一般財団法人に関する
55 法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人全国地域生活支援機構のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成27年6月16日

設立時社員 加藤 雅史



第49条 2字削除 2字加入

設立時社員 本多 正樹



第50条 7字削除 2字加入

設立時社員 重田 誠



第51条 2字削除 2字加入

設立時社員 宋 基東



第52条 5字削除 5字加入



第53条 2字削除 2字加入





平成 27 年登簿第

66

号

本定款の設立時社員加藤雅史外 2 名の代理人兼設立時
社員重田誠は、本公証人に対してその記名押印を自認
し、かつ被代理人全員が各自の記名押印をそれぞれ自
認する旨陳述した。

本定款中第 49 条に 2 字削除 2 字加入、第 50 条に 7
字削除 2 字加入、第 51 条に 2 字削除 2 字加入、第 5
2 条に 2 字削除 2 字加入、第 53 条に 5 字削除 5 字加
入、第 54 条に 2 字削除 2 字加入、第 55 条に 2 字削
除 2 字加入がある。

以上のとおり認証する。

平成 27 年 6 月 17 日

本公証人役場において。

東京都新宿区西新宿七丁目 4 番 3 号

東京法務局所属

公証人

山本修二

公証人役場